

番号	13
措置の名称	普通地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入に関する政令の改正
措置の内容	<p>地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成 23 年政令第 410 号)の施行により、普通地方公共団体が私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる歳入として、寄附金を追加した。</p> <p>また、地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成 29 年政令第 322 号)の施行により、使用料及び手数料に係る延滞金並びに賃貸料、物品売払代金、寄附金及び貸付金の元利償還金に係る遅延損害金を追加した。</p>
関係省庁	総務省